

健やかほうふ２１計画（第２次）推進庁内委員会設置要綱

平成２８年８月１日制定

（設置）

第１条 健やかほうふ２１計画（第２次）（以下「計画」という。）を推進するため、健やかほうふ２１計画（第２次）推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 委員会は、次の各号の掲げる事項について調査及び検討を行う。

- （１） 計画の推進に関する事項
- （２） その他必要な事項

（組織）

第３条 委員会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

- ２ 委員長は健康福祉部次長の職にある者をもって充てる。

（職務）

第４条 委員長は委員会を総理する。

- ２ 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（任期）

第５条 委員の任期は計画の推進が終了した時までとする。

（会議）

第６条 委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集する。

- ２ 会議の議長は、委員長がこれを努める。
- ３ 委員長は、必要と認める場合において、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（事務局）

第７条 委員会の事務局は、保健こども部健康増進課に置く。

（その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成２８年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表

健やかほうふ２１計画（第２次）推進庁内委員会

区 分	職 名
委 員 長	保健こども部次長
委 員	スポーツ振興課長
委 員	環境政策課長
委 員	くらし安全課長
委 員	福祉総務課長
委 員	生活支援課長
委 員	高齢福祉課長
委 員	障害福祉課長
委 員	学校教育課長
委 員	生涯学習課長
委 員	商工振興課長
委 員	農林水産振興課長
委 員	農林漁港整備課長
委 員	保険年金課長
委 員	子育て推進課長
委 員	こども相談支援課長
委 員	健康増進課長